

令和6年度

令和6年度 東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務

特記仕様書

令和6年 1月

国土交通省 関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、東京湾中央航路の開発保全航路整備事業にかかる施工及び調査等に関する資料作成等を行う業務である。

対象となる工事・業務は、主として海上や海中で施工するため、作業船を使用するものがある。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 業務場所

東京湾中央航路の対象工事等現場(東京湾内及び千葉県富津市)

3. 履行期間

契約締結日から令和 7年 3月21日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務	施工状況確認及び監督に関連する業務	式	1	
	発注に関連する業務	式	1	
	資料作成業務	式	1	
	打合せ	回	11	
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和6年3月)の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況、調査・設計・施工に係る資料及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

- (4) 管理技術者は、5-3に示す内容について担当者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。

5-3 業務の内容

(1) 施工状況確認及び監督に関連する業務

5-4(1)に掲げた対象工事等において、以下に掲げる業務を実施し、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

なお、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとする。

- 1) 使用材料について設計図書との照合
- 2) 施工状況、出来形及び品質について設計図書との照合
- 3) 調査職員からの指示による不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認臨場
- 4) 工事検査等(完成・既済部分・指定部分検査、工事品質確保調整会議等)への臨場及び議事内容のとりまとめ
- 5) 技術提案や施工体制に係る工事の施工状況の確認
- 6) 上記1)～5)によらない施工状況の確認に関するもの
- 7) 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議を行うために必要な基礎資料作成
- 8) 工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合
- 9) 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成
- 10) その他工事変更等に必要な基礎資料作成など
- 11) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- 12) 請負工事の安全対策の確認等
- 13) 上記7)～12)によらない施工監督に関するもの
- 14) 上記各条項において、工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく調査職員へ報告するものとする。災害発生時には調査職員の指示により情報の収集等を行うものとする。

(2) 発注に関連する業務

5-4(2)に掲げた対象工事等において、以下に掲げる業務を実施し、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

なお、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとする。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
- 3) 積算根拠資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力
- 5) 上記1)～4)に関する資料の整合性、適切性に関する確認

(3) 資料作成業務

調査職員が指示する以下の資料作成を行うものとする。

- 1) 工事及び調査に関する協議・調整資料
- 2) その他調査職員の指示に基づく資料

5-4 対象工事等

本業務の対象工事等は以下のとおりとする。

なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(1) 施工状況確認及び監督に関連する業務の対象工事等

令和6年度対象件名

公告対象件名	工期（参考）
●工事	
令和5年度東京湾中央航路東側護岸他付帯工事	令和6年2月～令和7年3月
●業務	
令和6年度東京湾中央航路連続観測機器管理保守点検他業務	令和6年4月～令和7年3月

対象予定工事・業務名	件数	工期(参考)
●工事		
東京湾中央航路 受配電設備更新(通信設備工事)	1	令和6年7月～令和7年3月
		上期 1件 下期 0件
●業務		
東京湾中央航路 測量・調査等業務(深淺測量)	1	令和6年6月～令和7年1月
		上期 1件 下期 0件
東京湾中央航路 測量・調査等業務(磁気探査)	1	令和6年7月～令和6年11月
		上期 1件 下期 0件

(2) 発注に関連する業務の対象工事等

令和6年度対象件名

公告対象件名	工期（参考）
●工事	
令和5年度東京湾中央航路東側護岸他付帯工事	令和6年2月～令和7年3月

対象予定工事・業務名	件数	工期(参考)
●工事		
東京湾中央航路 受配電設備更新(通信設備工事)	1	令和6年7月～令和7年3月
		上期 1件 下期 0件
●業務		
東京湾中央航路 測量・調査等業務(定期点検・保守)	1	令和7年4月～令和8年3月
		上期 0件 下期 1件

5-5 実施体制

- (1) 管理技術者は、業務の履行に当たり、下表のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

区 分	資 格 等
管理技術者	①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門) ②APECエンジニア(Industrial、Civil又はStructural) ③1級土木施工管理技士 ④土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ⑤(一社)全日本建設技術協会が認定した公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者 ⑥RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 ※RCCMと同等の能力を有する者とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者をいう。

- (2) 打合せは、本業務を的確に遂行するために1回／月以上行うものとする。
 なお、打合せ記録簿の様式は調査職員の指示によるものとする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。
- (4) 本業務を円滑に実施するために配置する担当技術者は下表のいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等	員 数 (参考数量)
担当技術者	①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ②APECエンジニア(Industrial、Civil又はStructural) ③1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士 ④土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者又は2級土木技術者 ⑤(一社)全日本建設技術協会が認定した公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者 ⑥RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 ※RCCMと同等の能力を有する者とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者をいう。 ⑦「配置予定管理技術者(又は配置予定技術指導者)に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験(工事については、主任技術者として従事したものも認める。)が1年以上の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。 ⑧港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者	1人以上

- (5) 担当技術者は、業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。
なお、管理技術者は担当技術者を兼務できない。ただし、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。

- (6) 5-3(1)を実施するにあたり、管理技術者は別に定める様式により、業務を行う管理技術者等の業務受注者証明書発行申請書を発注者に提出し、業務受注者証明書の発行を受けなければならない。
なお、管理技術者等は業務受注者証明書を携帯し、業務に当たらなければならない。

5-6 協議・報告

- (1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。
なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (2) 受注者は、次に挙げる事項を記入した、業務実施報告書を作成し月毎に取りまとめ、調査職員に書面で提出するものとする。
なお、書面の様式は調査職員の指示によるものとする。
- 1) 実施した業務の内容
 - 2) その他必要事項

5-7 成果物

業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。
なお、成果物の内容、体裁については調査職員の指示によるものとする。
電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚

6. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
- 1) 施工状況確認及び監督に関連する業務
 - ① 対象工事等の発注用設計図書(特記仕様書(案)、図面及び数量計算書)
 - ② その他必要と認められる資料等
 - 2) 発注に関連する業務
 - ① 対象工事等の設計資料等
 - ② その他必要と認められる資料等

7. その他

- (1) 業務の実施にあたり、受注者は東京湾口航路事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (2) 本業務を実施するにあたり、必要となる交通船については東京湾口航路事務所の航路調査船を使用することができる。
なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。

- (3) 本業務を実施するにあたり、対象工事等の現場に臨場する際は、公共交通機関の利用を想定しているが、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。
なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (4) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。
- (5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (6) 打合せ等に係る旅費については、横浜駅から横須賀中央駅間を想定して計上している。
なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。
- (7) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (8) 技術提案
- 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予想することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (9) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 1-11 業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (10) 技術指導者について
- 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
- ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
- ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
- ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名(署名または押印を含む)するものとする。
- 2) 技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。
- (11) 契約内容の変更手続きについて
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (12) 設計変更等について
設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
- (13) 本業務はクイックレスポンス実施対象業務である。
「クイックレスポンス」とは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要なのかを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にするものである。
- (14) 業務品質確保調整会議について
本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。
会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

- (15) 本業務は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。
(事務処理に関する情報化)
- 1) 本業務に係わる提出書類の事務処理においてインターネットと発注者が提供するシステム(業務帳票管理システム)を利用するものとする。
 - 2) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。
- (16) テレビ・webによる打合せ・検査について
- 1) 本業務の打合せは、テレビ・web会議を活用するものとし、事前に調査職員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ、変更出来るものとする。
 - 2) 検査は、テレビ・web会議による検査を行うことができるものとし、調査職員と協議により決定する。
- (17) 対象工事における遠隔臨場への対応について
- 本業務において、対象工事等が港湾の建設現場における遠隔臨場の対象である場合には、「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」及び「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」の内容に従い実施するものとする。

以 上

業務受注者証明書発行申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
東京湾口航路事務所長
〇〇 〇〇 殿

住所

名称

管理技術者 〇〇 〇〇

標記について、特記仕様書 5-5 (6) に基づき、業務受注者証明書を下記のとおり発行願います
なお、当該業務が完了したときは速やかに返納することを申し添えます。

記

1. 業務の名称 東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務
1. 契約年月日
1. 履行期間 ~
1. 業務場所 別紙のとおり
1. 担当技術者名 別紙のとおり

業務受注者証明書発行申請一覧

東京湾中央航路施工及び調査関係資料作成業務

No.	業 務 場 所	氏 名	備 考
1			
2			